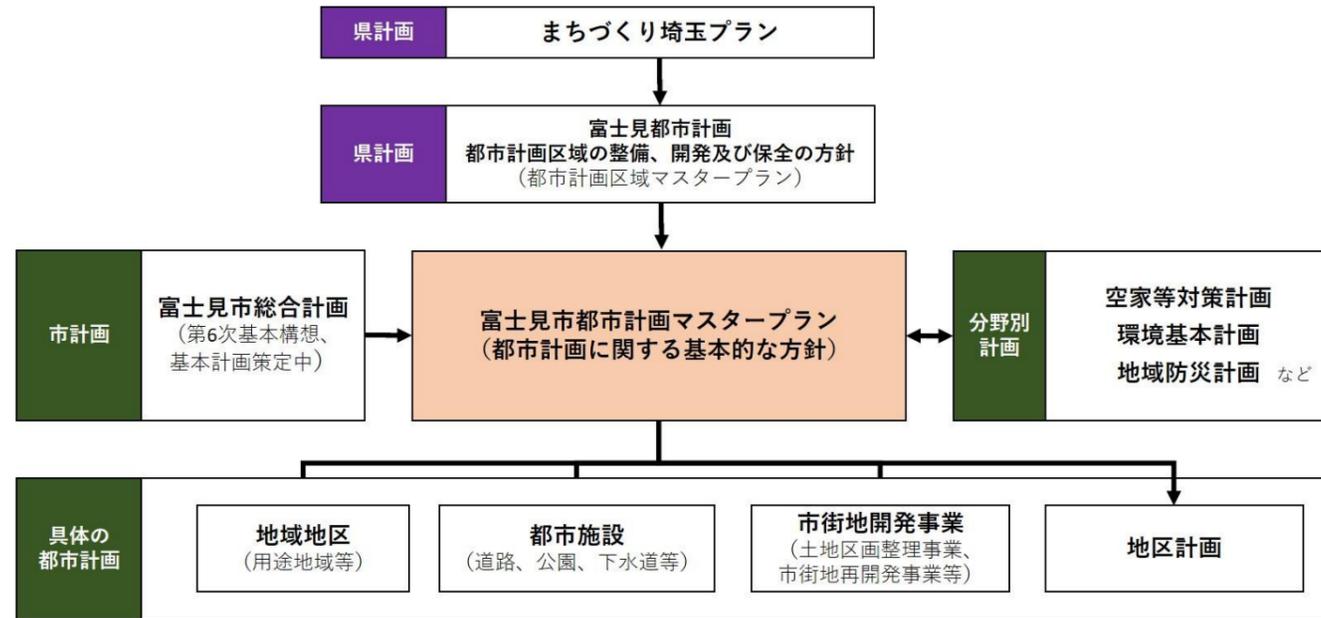


富士見市都市計画マスタープランの策定について

1. 都市計画マスタープランとは

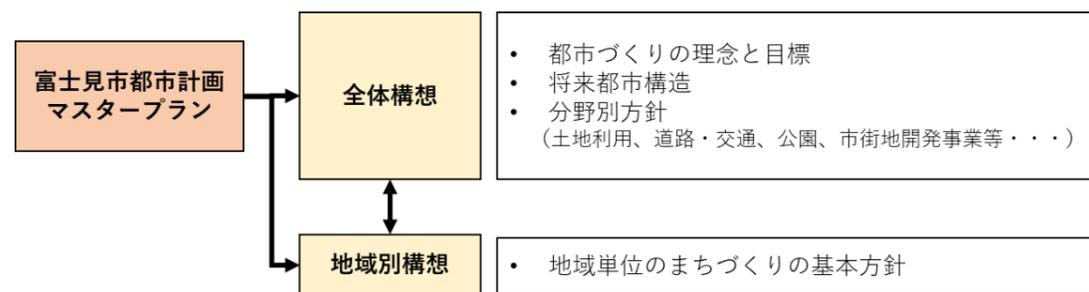
富士見市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープランという。」）は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として「都市計画法第18条の2」に定められている法定の計画です。市の都市計画に関連する都市づくりは、都市計画マスタープランに即して行われます。

◆都市計画マスタープランの関係図



都市計画マスタープランで定める主な事項

- 都市計画マスタープランは、富士見市全体のまちづくりの基本的な方針を示す「全体構想」と、地域ごとのまちづくりの基本的な方針を示す「地域別構想」の2編から構成します。



目標年次

- 概ね20年後の2040年3月（令和22年）とします。
- なお、社会経済状況の変化等がある場合には、必要に応じて適宜見直しを図っていきます。

対象範囲

- 対象範囲は、富士見市全域とします。

2. 都市計画マスタープラン改定の背景・目的

現行の都市計画マスタープランは平成14年に策定し、令和3年に目標年次を迎えます。富士見市では現在、市の最上位計画である第6次総合計画の策定作業を進めており、整合を図りながら都市計画マスタープランを改定します。

近年の都市再生特別措置法の改正において、少子高齢化の進行、将来の人口減少社会の到来に備え、「都市機能の集約化」、空き地や空き家などの増加による「都市のスポンジ化対策」などへの対応がうたわれるようになりました。

また、近年頻発する大規模災害への備えとして、「都市の防災に関する機能の確保」が必要です。

あわせて、都市農業振興基本法の成立により、都市農地を「宅地化すべき」ものから、都市に「あるべきもの」と捉えることになるなど、本市に多く分布する都市農地のあり方についても見直しを行う時期にさしかかっています。

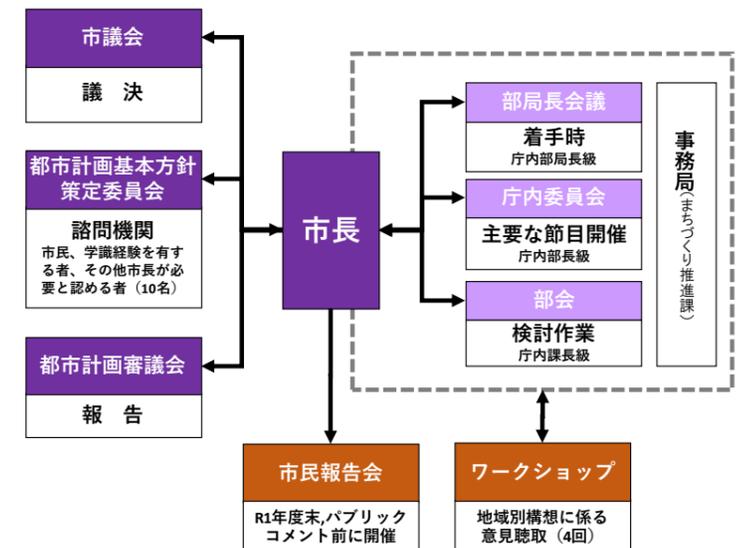
3. 検討体制

都市計画マスタープランは、部会等の庁内会議で順次案を検討し、その結果を諮問機関である「富士見市都市計画基本方針策定委員会」に諮ります。

また、市民参加の一環として、ワークショップを開催し、地域別構想に関する意見聴取を実施するほか、主要な節目に市民報告会を開催します。

都市計画審議会へは、適宜進捗状況の報告と併せて意見を求めていくものとします。

最終的に、パブリックコメントで広く意見聴取を行った後、都市計画基本方針策定委員会で答申された案を、市議会に上程します。



4. 策定スケジュール

